# 自治会町内会問題と住民訴訟・その2

岸根 正次

1. さる11月24日、第3段の訴状提出の あと記者会見を行いマスコミに提訴の趣旨な どを発表し説明した。これで予定していた第 3弾までの提訴が揃い一区切りついた。

ちなみに、マスコミ主要5紙らが第3弾の趣旨等を的確に記事にして呉れたので、第2弾までと同様に都筑区連会等の隠蔽実態を知った市民の驚きや非難の声が逐次オンブズに寄せられてくると思う。

ところで、前回の会報(第33号)でも触れたが、違法不当な横浜市の自治会行政を是正するには司法判断にもとづく国権に依存するほかない状況である。オンブズに入会して私は既に2年を経過したが、オンブズの申入れや陳情に対する横浜市側の対応は依然として"木で鼻をくくる"回答に終始しているし、また市会は市会本来の役割であるチェック機能を喪失しているからである。

とりわけ、住民訴訟は関係住民の裁判に寄せる関心の深浅が裁判そのものの緊張感を左右し判決に影響を与えるのは必然であると思う。 第1弾から第3弾及び関連する住民訴訟などを意義あるものにするためにも、多数の会員各位が公判を傍聴していただくことによりもたらされるオンブズ活動へのご支援ご協力を切にお願い申しあげたい。

2. 一連の住民訴訟により、区連長、地区連 長の各個人向け並びに象徴的都筑区連会の団 体に対する地域振興協力費等の違法支出に関 しては弾劾できることとなったが、しかし、 市の自治会行政における問題点は無数にあり、 腐敗の実態は底知れない状況である。

ついては、現在把握している問題点の一部について「税金のムダ遣い」「不条理な自治会行政」「監視が必要な規程変更」に分類 列挙し、各位のご参考に供したい。

## (1) 税金のムダ遣い

### ア・自治会長感謝会

概要:毎年3月頃(市長選挙の年は、前年の10、11月)全18区が区単位で主催し市長が出席する・自治会長以上の全幹部を記念品付パーテイに公費招待・戸塚区のケースではH16年度の事業費165万円(一人当り8,000円、下記イ・永年継続表彰関係費を含む)・磯子区では区連会から市長に土産品まで用意。

問題点:広報等による周知を行わず市民の 殆どが開催されていること自体を知らない。 隠蔽意識に満ち組織のトップだけにしか知ら しめない当市固有の悪弊。

### イ・自治会長の永年継続表彰

概要:自治会長感謝会において表彰・自 治会長、地区連長が対象・継続在任5年毎に 表彰・記念品は累次高額化・最長45年まで 表彰。

問題点:長期在任が構造腐敗や公の私物化を引き起こすことは世界の常識。市は自治会の腐敗を奨励していることになる。構造腐敗が自治会加入率(H17年4月現在85%)低下の原因であることに市は気付いていない。

(住民が反対する中、市は住民訴訟の相手方である三枝木林治平戸町地区連長を20年表彰)

ウ・古紙回収奨励金交付制度(資源ゴミの分別集団回収奨励)

概要:報償費で支出・H16年度交付額 5億4千万円・交付対象は自治会等に限定。

問題点:交付相手先の自治会等に役務提供の具体的事実なし。自主回収の新聞販売店は 交付対象外。従って、自主回収を主にするこ とで交付奨励金が圧縮できる。

G30の基本方針では自主回収を主と位置付けており、現実の運営は市の方針に反している。「官は民の補完に徹する」ことが行政改革の基本。

#### (2) 不条理な自治会行政

ア・防犯灯の維持管理費助成制度

概要: H18年度以降実施 案・従来の地域振 興協力費を助成金に変更・助成率は未詳・別 途 H17年度(7月1日施行)から「明るい 防犯灯設置費補助制度」を新設した・補助率 な理由。 は実費の3分の1以内。

維持管理は市の仕事として位置付けること」 と具体的かつ合理的な提案を行った。そして、 た。しかるに、今般、市は突然このような助ない。 成制度を提案してきた。不特定多数の者が便 益を受けるところの防犯灯について、その維 持管理費用の実費と助成金との差額をなぜ加 入率100%でない自治会が負担する必要が あるのか。当然、実費支弁すべきである。維 持管理一切を自治会に丸投げするケースは聞 いたことがないし、本制度が自治会未入会者 に対する"防犯灯ただ乗り論"の元凶になる。 イ・横浜市市民活動推進条例の適用対象外

概要:自治会は対象ではないとする不 文律・自治会には地域性があるので公益活動

を前提とした本条例は馴染まないとの不可解

問題点:横浜コードの3要件(①社会的公 問題点: H14年4月、オンブズは「防犯 共性、②公費濫用の防止、③情報公開)が自 灯の電気代は市が一括で東電に支払い、その 治会には適用されないことが最大の問題。H 16年度 オンブズが提唱したパブリックコメ ントをもとに「協働の基本指針」には本3要 この時の回答(中田市長)には、本件に対して 件の遵守が明記された。しかし、本3要件が のみ良否、可否等に関してのコメントがなかっ 織り込まれた自治会関係規程に接したことが

# (3) 監視が必要な規程変更

## 〇・地域振興協力費の見直し

概要:地域振興協力費を「地域活動推 進費」に改称し報償費から「補助金」に転換・ 「活動費の3分の1」が補助限度。

問題点:オンブズの訴訟提起により地域振興 協力費(報償費)のままでは自治会は市の言う ことを聞かなくなる。補助金でさえ市は使途 を検証していないのであるから、住民を欺く ための変更である可能性が強い。厳重に監視 する必要がある。

以上

原告	よこはま市民オンブズマン他		
	第 1 弾	第 2 弾	第 3 弾
違法支出等	横浜市が、区連長、地区連長	横浜市が、都筑区連会に対し支	横浜市が、都筑区長ら職員3人
	らの個人に対し支出した平	出した平成 16 年度地域振興協	に対し支出した市外出張(研修
	成 16 年度地域振興協力費合	力費金 150 万円。	名目の観光旅行)旅費合計金
	計金 30,537 千円。	(支出日 H16. 8. 10)	136 千円(支出日 H16. 9. 10)
	(基準額)	なお、同区連会は、研修名目の	及び不就労分給料の未返還金
	区連長:月額金27千円	観光旅行その他に地域振興協	合計金51千円。
	地区連長:月額金9千円	力費を違法に使用した。	
監査請求日	17.3.31(木)	17.6.23(木)	17.8.30 (火)
意見陳述日	17.4.22(金)	17.7.29(金)	17.10.11 (火)
監査結果	請求棄却(但し、意見あり)	請求棄却	判断せず(4人中1人反対のため)
決定通知日	17.5.25(水)	17.8.22(月)	17.10.28 (金)
提訴日	17.6.23(木)	17.9.21(水)	17.11.24(木)
公判期日	17.9.5 (月)	17.11.9 (水)	
第1回	10時~	1 0 時~	
n n	17.10.19 (水)	17.12.20 (火)。	
第2回	10時~	16時30分~	
"	17.1.2.7(水)		
第3回	11時~		
-7-			